

内部統制の整備及び運用について

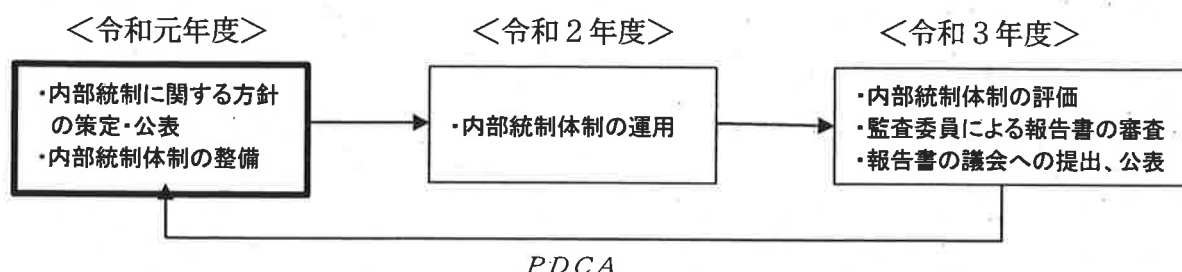
長野県総務部コンプライアンス・行政経営課

1 概要

人口減少社会においても行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくため、長自らが、行政サービスの事務上のリスクを評価・コントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を整備・運用する仕組みとして、都道府県及び政令市に義務付けされたもの。

- ・「財務に関する事務その他総務省令で定める事務」は必須（現在、省令の制定予定なし）
- ・「財務に関する事務」のほか、長が認めるものも法律の対象に含めることは可能
- ・法施行日：令和2年4月1日

2 制度の流れ



3 これまでの取組

- ・平成28年度以降、部局長、課長等の所属長を対象に、業務上のリスクに係るマネジメント手法（リスクの選定・評価及び対応策の検討）に係る研修を継続的に実施
- ・令和元年度は、上記研修に加え、本庁で制度を試行的に運用

4 制度への対応（予定）

- ・法の対象とする範囲は「財務に関する事務」とし、それ以外の事務は、従来のリスクマネジメントの取組を継続
- ・「コンプライアンス推進本部会議」（本部長：知事、構成員：部局長）を置き、内部統制に係る事項を協議・決定
- ・業務に係るリスクの選定・評価及び対応策の運用は課単位で実施

5 スケジュール（財務に関する事務）

令和元年度	令和2年度		令和3年度		
	4月	3月	4月	夏	秋
制度の試行 ↔	リスク評価 ↔		評価報告書 作成	監査委員 審査	議会提出 公表
基本方針決定	対応策策定 ↔	対応策実行 ↔	評価 ↔		